

令和6年度寒河江市地域コミュニティ活性化推進事業
【地域よろず応援・元気創造・地域課題解決事業】
募集要領

1 趣旨

市全体の活性化のためには、各地域の活力が必要であり、これまで培った市民参加の取組を本市の財産として今後のまちづくりに活かしていくとともに、各地域において「自らの地域は自らで良くする」取組を推進していくことが必要です。

このため、市内で実施される地域づくり活動、地域貢献活動を対象に、市が地域コミュニティ活性化推進事業として支援する事業を募集します。

2 募集する事業

本要領により募集する事業は、地域の課題を踏まえ、これらの解決と地域の活性化を図ることを目的に行う次の事業とします。

- (1) 地域の団体が行う新規の事業
- (2) 地域の団体が行う既存の活動の拡充となる事業

(募集対象外事業)

当該事業が次のいずれかの事業に該当するときは、対象事業となりません。

- (1) 国、県又は市の他の補助金等の交付を受ける事業又は受ける予定の事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠くと市長が判断する事業
- (4) 施設の維持管理等を主たる目的とする事業
- (5) 先進地視察、各種会議及び大会への出席並びに交流のみにとどまる事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 過去に市の補助金等の交付を受けた事業^{※1}
- (8) 公共施設の指定管理者が自主事業で取り組むべきと認められる事業
- (9) その他補助することが適当でないと市長が認める事業

※1:ただし、複数年度にわたって同一事業を実施する場合、地域よろず応援事業は5年、それ以外の事業は3年を限度として、募集の対象とします。

3 事業期間

事業は、地域コミュニティ活性化推進事業補助金の交付決定の日から令和7年3月末日までに実施される事業とします。

4 応募できる団体

- (1) 団体意思を表明する代表者が明確であり、独立した経理を行う団体であること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体は対象としません。
 - ①政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体
 - ②構成員に暴力団及びその関係者がいる団体

**※同年度内で本補助金の交付決定を受けた団体が、複数の事業に応募することはできません。
(同年度内に補助を受けられる事業は1団体につき1つまでとします。)**

5 事業の補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する経費とします。また、地域ワークショップ交流事業は別表第1、地域よろず応援事業は別表第2、元気創造及び地域課題解決事業は別表第3に定めるとおりとし、既存の活動の拡充となる事業の補助対象経費は、既存の活動の拡充に要する経費とします。

6 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費から補助事業による収入^{※2}を除いた額に補助率を乗じた額とし、補助率及び補助限度額は次の表のとおりとします。補助事業による収入が補助対象経費を上回る場合は、補助金を交付しません。

事業区分	補助率	補助限度額
地域よろず応援事業 (補助対象者の地域の町会長又は公民館分館長の推薦を受けて行う事業とする。ただし、各町会長及び各公民館分館長が推薦できる事業は、年度内に1事業とする。)	10/10	15万円
元気創造事業 (地域よろず応援事業及び地域課題解決事業以外で、地域の元気を創造する事業)	3/5	50万円
地域課題解決事業 (自治会や公民館が取り組む事業又は地域ワークショップでの議論を踏まえて地域課題解決に取り組む事業)	4/5	100万円

※2:「補助事業による収入」とは、補助対象事業の実施により得る参加料及び印刷物その他の物品の頒布による収入です。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ア 交付申請書(規則第5条関係様式)
- イ 実施計画書(様式第1号)
- ウ 収支予算書(様式第2号)
- エ 団体の規約並びに事業年度の会員及び役員名簿
- オ 団体概要書(当該団体に係る年間事業計画書及び収支予算書を含む。)(様式第4号)
- カ その他参考資料(既存の活動の拡充となる事業については、それまでの経過等)

※1:オは元気創造事業、地域課題解決事業のみ

(2) 応募期限

令和6年2月末(予算がなくなり次第、終了となります)

(3) 提出先

市役所4階みらい協働課、寒河江市各地区(東部、南部、西部)公民館、この木交流センター(柴橋地区コミュニティセンター)

8 事業の審査項目

各事業について、次の項目について審査します。

【地域よろず応援事業(4項目)】

- ①交流拡大の効果(世代間の広がり)
- ②新規性・拡充性
- ③今後も継続して事業を実施することが見込まれること
- ④ひと・もの・文化等の地域資源を活用すること

【元気創造事業及び地域課題解決事業(5項目)】

- ①交流拡大の効果(広域性)
- ②交流拡大の効果(世代間の広がり)
- ③新規性・拡充性
- ④地域の特色の活用及び独自性
- ⑤地域経済への波及効果

9 事業の決定

応募のあった事業について、市が随時審査し、採択事業を決定します。

9 その他留意事項

- (1) 補助金の交付の申請や支払い等については、「令和6年度寒河江市地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要綱」に基づき手続きを行うこととなります。なお、概算払が必要な場合は、交付決定後にご相談ください。
- (2) 審査の段階で補助対象経費を調整させていただく場合があります。
- (3) 地域コミュニティ活性化推進事業補助金を活用して広報物(ポスターやチラシ等)や成果品(冊子等)等を作成する場合は、広報物や成果品等の表面や表紙に「令和6年度地域コミュニティ活性化推進事業活用事業」と記載ください。(※印刷前に市の確認を受けてください。)

【お問い合わせ・御相談】寒河江市各地区(東部、南部、西部)公民館、この木交流センター
寒河江市みらい協働課 85-1486

別表第1

地域よろず応援事業の補助対象経費の区分

区 分	内 容
① 報 償 費	外部講師、コンサルタント等に係る謝金など
② 旅 費	外部講師等の交通費及び宿泊費、視察研修等の旅費など
③ 印刷製本費	事業関係資料等若しくはチラシの印刷又は記録写真プリント代など
④ 消 耗 品 ・ 材料購入費	事務用消耗品、材料又は書籍等の購入費など (ただし、1個当たりの単価が2万円以下のものに限る。)
⑤ 燃 料 費	ガソリン代、軽油代など
⑥ 備品購入費	事業の実施に必要と認められる備品
⑦ 通信運搬費	電話料及び郵送料など
⑧ 保 險 料	傷害保険等加入料など
⑨ 委 託 費	調査等外部専門組織への業務委託に要する経費など
⑩ 工事請負費	事業の実施に必要と認められる改修工事費など
⑪ 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース及びレンタル料など
⑫ 人 件 費	外部協力者又はイベント開催時のアルバイト賃金など
⑬ そ の 他	上記以外で、市長が特に必要と認める費用

※応募団体の構成員やその家族への食糧費・報償費・賃金は補助対象外

別表第 2

元気創造事業及び地域課題解決事業の補助対象経費の区分

区 分	内 容
① 報 償 費	外部講師、コンサルタント等に係る謝金など
② 旅 費	外部講師等の交通費及び宿泊費、視察研修等の旅費など
③ 印刷製本費	事業関係資料等若しくはチラシの印刷又は記録写真プリント代など
④ 消 耗 品 ・ 材料購入費	事務用消耗品、材料又は書籍等の購入費など (ただし、1個当たりの単価が2万円以下のものに限る。)
⑤ 燃 料 費	ガソリン代、軽油代など
⑥ 通信運搬費	電話料及び郵送料など
⑦ 保 険 料	傷害保険等加入料など
⑧ 委 託 費	調査等外部専門組織への業務委託に要する経費など
⑨ 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース及びレンタル料など
⑩ 人 件 費	外部協力者又はイベント開催時のアルバイト賃金など
⑪ そ の 他	上記以外で、市長が特に必要と認める費用

※応募団体の構成員やその家族への食糧費・報償費・賃金は補助対象外